

令和 7 年

第 2 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 7 年 1 月 29 日
至 令和 7 年 1 月 29 日

飯 舘 村 議 会

令和 7 年第 2 回飯舘村議会臨時会会期日程

(会期 1 日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第 1 日	1 . 29	水	本会議	午前11時00分	開 会 諸般の報告 1 . 会議録署名議員の指名 2 . 会期の決定 3 . 村長の提案理由の説明 4 . 議案審議 閉 会

令和 7 年 1 月 2 9 日

令和 7 年第 2 回飯舘村議会臨時会会議録（第 1 号）

令和 7 年第 2 回飯舘村議会臨時会会議録（第 1 号）									
招集年月日		令和 7 年 1 月 2 9 日（水曜日）							
招 集 場 所		飯舘村役場 議会議場							
開閉会の日 時及び宣告		開会	令和 7 年 1 月 2 9 日 午前 1 1 時 0 0 分						
		閉会	令和 7 年 1 月 2 9 日 午後 2 時 4 3 分						
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 1 0 名 欠席 0 名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心 △○ 招欠 △○ 公欠	議席番号	氏 名		出欠	議席番号	氏 名		出欠	
	1	飯 畑 秀 夫		○	2	花 井 茂		○	
	3	横 山 秀 人		○	4	佐 藤 眞 弘		○	
	5	佐 藤 一 郎		○	6	渡 邊 計		○	
	7	菅 野 新 一		○	8	佐 藤 八 郎		○	
	9	佐 藤 健 太		○	1 0	高 橋 孝 雄		○	
署 名 議 員		7 番 菅 野 新 一		8 番 佐 藤 八 郎					
職務出席者		事務局長 志 賀 春 美		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 卷 野 凌			
地方自治法の 第 121 条のよ り説明のため 出席した者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠	
	村 長	杉 岡 誠		○	副 村 長	中 川 喜 昭		○	
	総 務 課 長	村 山 宏 行		○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸		○	
	住 民 課 長	荒 真 一 郎		○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳		○	
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真		○	建 設 課 長	高 橋 栄 二		○	
	教 育 課 長	高 橋 政 彦		○	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行		○	
	会 計 管 理 者	庄 司 稔		○	農 業 委 員 会 長	三 瓶 真		○	
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行		○	農 業 委 員 会 長	原 田 直 志		○	
	代表監査委員	高 野 孝 一		○	選 挙 管 理 委 員 会 長	伊 東 利		○	
議 事 日 程		別紙のとおり							
事 件		別紙のとおり							
会議の経過		別紙のとおり							

令和7年1月29日（水）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第2号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 5 議案第3号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹ノ沢第1ため池）請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第4号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（鳶巣ため池）請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第5号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（名ノ入ため池）請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第6号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）農業用排水路施設等補修工事（笹峠第2ため池）請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第7号 商業施設整備工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第8号 飯舘村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回飯館村議会臨時会を開会します。

会議に先立ち、新たに副村長に就任されました中川喜昭君から挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

副村長（中川喜昭君） おはようございます。

まずは、このような場を設けていただきましてありがとうございます。

このたび、村長の選任を受け、村議会の同意をいただき、1月8日より副村長の仕事をさせていただくことになりました。私にとって身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。杉岡村長が進める様々な活力ある村づくりの実現に向け、微力ではありますが、村長を補佐し職員と一体となって誠心誠意努力していく覚悟でございます。これまでの村職員としての経験を生かしながら、議会や関係団体等の皆様と連携を図り、村の将来像であります「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」づくりに専心努力いたす所存でございます。

議員の皆様方のより一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、その他の案件5件、人事案件1件、計7件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。1月7日に広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、議会全員協議会が1月23日に開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開会されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和6年12月分の例月出納検査の結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7 番 菅野新一君、8 番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第 2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

◎日程第 3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第 3、村長提出の議案第 2 号から議案第 8 号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和 7 年第 2 回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、国の緊急経済対策に伴う補正予算について並びに農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹ノ沢第 1 ため池）請負契約の変更ほか 4 件の契約変更について及び教育長の任命についてご承認いただきたく招集したものです。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第 2 号は、令和 6 年度飯館村一般会計補正予算（第 8 号）です。既定予算総額に 7,527 万 3,000 円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を 143 億 9,046 万 3,000 円としました。歳出の主な内容は、民生費の社会福祉費に 2,515 万 1,000 円の増、農林水産業費の農業費に 2,053 万 3,000 円の増、商工費の商工費に 2,958 万 9,000 円の増などです。歳入には、国庫県支出金、繰入金、繰越金を充てております。

議案第 3 号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹ノ沢第 1 ため池）請負契約の変更についてです。令和 6 年 4 月 25 日付で後藤建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負額に 1,905 万 3,100 円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の請負金額は 1 億 6,755 万 3,100 円です。

議案第 4 号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（鳶巣ため池）請負契約の変更についてです。令和 6 年 7 月 26 日付で後藤建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事計画に 619 万 1,900 円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は 9,309 万 1,900 円です。

議案第 5 号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（名ノ入ため池）請負契約の変更についてです。令和 6 年 7 月 26 日付で濱田建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負額に 551 万 9,800 円を増額する請負契約の変更について議決を求めるもの

です。なお、変更後の契約金額は8,339万9,800円です。

議案第6号は、営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）農業用排水路施設等補修工事（笹峠第2ため池）請負契約の変更についてです。令和6年4月25日付で荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、排水ポンプの増加及び地盤改良工の増などの変更により、当初工事請負額に1,227万7,100円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は7,552万7,100円です。

議案第7号は、商業施設整備工事請負契約の変更についてです。令和6年1月26日付で仙建工業株式会社福島支店と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、排水構造物、ほか表層路盤工の増などの変更により、当初工事請負額に1,643万1,800円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は5億1,781万1,800円です。

議案第8号は、飯舘村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてです。飯舘村飯樋字町451番地の高橋澄子さんを飯舘村教育委員会教育長に任命したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出いたしました議案の内容です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時11分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

◎日程第4、議案第2号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）

議長（高橋孝雄君） 日程第4、議案第2号令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） では、議案第2号補正予算について質問いたします。

まず、13ページの収入から確認いたします。

一番上ですから総務費補助金の生活応援商品券事業についてであります。こちらについては、先ほど総務課長のほうからご説明の中で、村として創意工夫できる予算ということではありますが、その予算の中でこの商品券事業を選択した理由をお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 生活応援商品券事業についてでございます。こちら当然、物価高騰対応重点支援の交付金ということでの中のメニューにあるものでございます。この部分について各自治体の創意ということではありますが、例としてこういった商品券ということで挙げられております。この分につきましては、現金給付はできないというただし書という

ことでございますので、村としては、以前取り組んだ商品券について同様に行うということを選択したものでございます。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、14、15ページ、歳出のほうについて質問いたします。

まず、物価高騰対応重点支援給付金ということで、県が2分の1負担して村も2分の1ということですが、この経過について、このような県2分の1、村2分の1支出という制度にできた経過を教えてください。

総務課長（村山宏行君） 6,000円の部分につきましてでありますけれども、こちらについては県の事業ということでありますから、県議会のほうでの協議の結果、国の物価高騰対応重点支援事業に付加する、そして事業に取り組んでいるということで決められたものと認識しております。

3 番（横山秀人君） では、2分の1負担は市町村が選択できるものではなく、市町村の義務ということでの認識でよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 県の事業の制度的にそうっております。

3 番（横山秀人君） 続きまして、農林水産業費について質問いたします。

未来へつなぐ農業支援事業補助金について、今回、増額補正が出たわけですが、昨年、令和5年度については結構な金額の残があったと思うんです。今回、令和6年度、同じ予算規模でスタートして増額になった理由を教えてください。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問で今年増額になった理由ということですが、まず、対象者の点での昨年からの要綱の変更がございます。昨年度は、対象者の中にいわゆる認定農業者に限るということで要件が定められておりました。これは村のほうといたしましても、やはりそうした営農計画を持つ中で農業を営む認定農業者を増やしたいという考えもありながらそうしたものを設けたわけですが、いろいろと昨年度の成果を検証する中で、そのあたりのところも1つの申請の中で申請者が難しく思っている部分もあったのではないかとということもありましたので、今年は認定農業者というところの条件をなくしたということで、砕いて言うと間口がちょっと広がって利用できる方が増えたというようなことが要因として1つあるのかなと思っております。

また、締切りがそろそろ近くなってきてといいますか、こちら側の精算もそろそろ進めなければなりませんので、ある程度予算に余裕がある中で当初締切りを設けたわけですが、やはり今年、それまで利用された方からの口コミ等もありまして、それを聞いた生産者の方々が締切日を認識された後、一気に村のほうに申請に来られたという中で、予算枠を超える中でなかなか受付というところももしかすると出せませんよという話もご案内しながらだったんですが、村としましては、そうした方々もいずれこれから農業の安定化、継続、発展というものを目指してこの補助金をぜひに使いたいという要望もございましたので、今回、そうした増額をお願いしたということになります。

以上です。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

1点質問します。今回、年度予算ということなのでありますが、締切りを設けたと。令

和5年度は予算があるので、ずっと3月まで締切りというのはあまり設けず受入れしていたと思うんですけども、令和6年度締切りを設けたと。ただ、今回、この補正等をして、例えば1月、2月にやはりやっていたんだと、確定申告する中である程度経費がきちんと把握できますので、そこで、あ、村であるのであれば令和6年度として申請したいんだといった場合は、例えば、3月補正で対応可能なかどうか、村の方針をお聞きします。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の補正予算につきましては、締切りまでの間にそうしたご相談があった方ということで、現在は受付を締め切っております。

したがって、もし、今回の想定を超えてさらに申請があったという場合には、そうした制度のことをちょっとご丁寧に説明をする中でご理解をいただく形で進めたいと思っています。

また、そうしたご希望がある方は、なお、お考えを詳しくお聞きしながら、次年度以降また考えていくという形での対応かと今は考えているところです。

以上です。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、畜産振興費についてであります。こちらについては村の一般財源が326万8,000円入っております。この一般財源を入れなければならない理由についてお伺いします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午前11時48分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時49分）

総務課長（村山宏行君） 今回の畜産振興の部分での家畜飼料緊急支援事業の単費ということでもありますけれども、基本的にこちらの基準単価のほうは、県のいわゆる家畜飼料の補助額と同額に合わせて畜産をした。当然、その部分での国から来る分の枠というのがございますので、その枠を超えた部分について、今回、県の助成金と同額とするために単費を追加したという状況でございます。

3番（横山秀人君） そうしますと、県内、全市町村が肉用牛1頭2,000円の単価を統一するために、足りない財源は各市町村が負担するという認識でよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回、参考といたしましたのは、福島県が補正予算で計上しました家畜のそうした物価高騰による影響緩和の交付金を参考にしております。

ただ、この交付金の参考にする単価につきましては、各市町村でそれを判断できるということになります。村の場合は、それを参考にしたわけではありますが、そうでない市町村もあるかと思っておりますので、そうしたことから考えますと、必ずしも一般財源をここに充てるといいますか、各市町村ともこの単価で統一するというのではなく、村としてはこの単価を参考にしたということで、今のようなことになったということでもあります。

以上です。

3 番（横山秀人君） そうしますと、市町村である程度決定ができるということですが、こちらの単価については、周辺市町村というか県内、これは高いほうなのか低いほうなのかというおよそ相場感分かりますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今日時点で、すみません、単価の相場感というものは特に比較をしているものではございませんが、県のほうの単価でありますので、ある程度生産費とかそうした高騰分を踏まえての価格決定と捉えておりますので、それを県の交付と加えて村の分の交付と上乘せの形で交付をすることで、そうした影響緩和に資することができるものと考えています。

以上です。

3 番（横山秀人君） こちら家畜を飼っている農家の方から、昨年、要望書等があったと思うんですが、これについて、そのような要望も受けて一般財源のプラスも考慮あったのかどうか確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 議員おただしのとおり、昨年の10月30日付で村のほうに飼料価格対策の支援についてということで要望が上がってきたところであります。この間、村のほうといたしましても、どのような支援ができるか検討してまいりましたが、このたび、国のほうからこうした対策が出ている中で、今、この財源をこうした対策の中に充てると。くしくも、県のほうも補正予算でそうした対応をするということですので、ある程度、国や県との足並みをそろえる中でやっていくという中で、その単価を考えました。

どうしても全体の枠の中で、こちらの単価ですと不足分があったということでありまして、そこは村のほうで何とかしたいということで、今回、一般財源を充てたものと思っております。

3 番（横山秀人君） 説明ありがとうございます。

続きまして、その下、地域活性化施設運営費についてであります。今回、きこりの浴室の改修工事については基金から繰り入れ、ただ、きこり浴槽用のろ過装置については一般財源から支出を予定しております。改修工事、修繕工事でありますので、どうして基金から出さず一般財源から出すのか、その理由をお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） きこりの浴室改修工事等であります。これについては、当初、当初予算で予算を組んで執行すべきかなということも考えてはいたところでありますが、まず1つには、広域的減容化施設影響緩和基金について、今年度中に基本的にはこの基金を使ってしまわないと残りは県のほうに返還となるということで、また、その部分の余裕があったということで、今年度、なるべくこの基金を使い切って修繕等に充てたいということでもあります。

また、時期も浴室等の改修については、繁忙期を迎える前に、今のお客さんになるべく少ない時期に改修を終わらせて、しっかりお客さんのほうの対応、繁忙期のほうを迎えたいということで、今のうちに直したいというようなことで、今回、補正として上げさせていただきました。

また、ろ過装置の部分については、もう基金は使い切りの部分で基金の残りはありませんので単独費用ということになります。今ほど申し上げた繁忙期にしっかり受け入れる

という部分を、一度に浴室周りについては今回改修工事に合わせてろ過装置のほうも修繕を併せて行ったほうが効率がよいというようなことで、同時期にさっきの分も予算補正として上げさせていただいたものであります。

3 番（横山秀人君） 分かりました。基金の事情ということで。

ただ、ろ過装置に関しては、基金としては公共施設等整備基金繰入れで基金がございます。公共施設の整備とか修繕とかというところに使うための基金があるわけなんですけれども、どうしてろ過装置は今回、基金を繰り入れない一般財源から支出するのかの理由をお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 今回、財源としてなぜ公共施設等整備基金を使わないのかということとありますが、歳入のほう、繰越金のほうで今回1,500万円ほど見ております。いわゆる枠として昨年度の繰越金がまだございましたので、こちらのほうからまずは使っていくということで、今回の部分については、公共施設等整備基金からは支出として出さないということでございます。

ただ、次年度、こういった公共施設の部分のほうにはかなり修繕が見込まれますので、そういったときには改めて議会と協議させていただきます。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

最後に、商工費について質問いたします。

今回、2,100万円ほどの商品券を発行するための経費が800万円、約4割かかってしまうと。それについては一般財源を繰り出さなければいけないと、入れなければいけないということとあります。

1人当たり5,000円ということとありますが、これが以前行っていたようなプレミアム商品券、つまり、例えば、1.5倍、1万円なら1万5,000円分使えますよと。そこに5,000円を上乗せすれば事業費として3倍の予算規模、つまり約6,000万円の金額が村の商工業者さんで使われるわけです。今回、そのプレミアム商品券ではなくこの5,000円の商品券を選択したその理由を教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） いわゆるプレミアムつきの商品券ということとありますと、規模が大きな財源が確保できているのであれば余裕を持った期間をもってそういった分も考えられるかと思いますが、まずは遠い方が一旦商工会のほうに来て券を引き換え、購入をする。その購入できた方だけが活用できるという形になってしまいます。そういった手間を省いてすぐに使える商品券ということで今回は実施したほうが、使う村民の方にとってもそのほうが使いやすいのではないかという部分も考慮しながら、今回、直接すぐに活用できる商品券という形にしたものであります。

また、そういった近い方、遠い方、そういった部分をより効果的に活用していただくために、先ほど総務課長申し上げましたが、連休あるいはお盆の期間に村のほうに帰省される方についても使えるのではないかとということで、期間をできるだけ延ばして使っていただこうというような工夫もしながら、今回の事業に取り組んできたところであります。

議長（高橋孝雄君） 昼食のために休憩します。再開は13時10分とします。

(午後0時00分)

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

3番（横山秀人君） 午前中の生活応援商品券について、追加の質問をいたします。

商工業者さん、特にガソリンスタンドの方に以前確認したことがあるんですけど、商品券よりもプレミアム付商品券のほうが村内に流通する金額が大きいと、商工業者にとってはそのほうがとても助かるという回答がございました。今回の商品券発行について、村は事前に商工業者にヒアリングを行っていたのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商工業者に対して、直接的なそういった聞き取りとかいったことは行っておりません。

まず、今回の補正予算で上げさせていただいた部分は、物価高騰対策の重点施策、地方創生臨時交付金を活用してのものであります。つまり、物価高騰についてのために村民の少しでも役に立てばということであります。

プレミアム付商品券、今まで何年かやってきましたが、これについては福島県の事業再開・帰還促進事業交付金ということで、いわゆる村民の帰還促進、それからの商工業が発展、活性化するようにというようなことでありますので、目的がちょっと違っているのかなということでもあります。

その中で、この事業でこういった商品券というような取組をしたという部分については、プレミアム付商品券であれば、本当に議員からあったように、商工業の中でお金の流通がすごく大きくなるのではないかとありますが、消費者、村民の使い方については、直接使ったほうが、そういったプレミアム付商品券をまずは購入して、それからそれを活用する使い方というできるだけ手間がないような使い方、使い勝手がいいやり方としては直接生活商品券ということで、プレミアムつきでない形のほうがより使っていただけるような形になるのではないかとということで、今回の事業の取組にしたところであります。

3番（横山秀人君） 3回目の質問とします。

以前も、国のほうからある程度仕様については村のほうに自由に任せると、ある程度のメニューがあって村のほうで選択していいよという事業が以前ありました。そのときは、補正予算に対して修正動議が出るほどの議会と村でけんけんがくがく議論を交わしたことを覚えています。今回もそれと同じであります。ある程度の規模で使い方が自由なお金が国から来るのであれば、事前に全員協議会、12月、1月とたくさんありましたので、そのような場でどのような使い方がいいかという形の一緒に協議をできれば、私もこの場でこのような質問はなかったのかなと思っております。ぜひ、今後、ある程度柔軟な対応を求められている場合は議会と議論していただきたいと思います。

続いて、最後になりますが、債務負担行為の追加であります。

今回、交流・移住・定住等促進支援業務ということで令和7年度9,420万円ということで上がっておりますが、これは令和6年度に比べて金額的には増減があるのかどうか。また、こちらについての財源見込みは何になるのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　今回、債務負担行為で上げさせていただきました交流・移住・定住等促進支援業務であります。これの予算規模、前の年度、今年度と比較してどうなんだという部分であります、基本的に人件費等が若干金額が上がっているという部分で多くなっている部分はございます。

また、今回上げさせていただいたのは、6年度については移住サポートセンターの運営の部分ということで、4月からスタートしてしまったということでありました。この1年間やってきた中で、移住の支援の部分に加えて、やはりどうしても住宅の確保はどうなんだという部分とか、空き家対策といった部分も絡んでくるということで、今回は空き家対策の空き地・空き家バンクのほうの事業についても、4月1日から、当初からスタートしたいということで、併せて今回、この支援業務の債務負担行為ということで上げさせていただいたところであります。

そういったことで所管の金額が大きくなったように見受けられますが、そういった中身で金額が少し比較すればそういうふうに見えるということでもあります。

あと歳入であります、ちょっと歳入のほうで正式名称を確認させていただきたいと思えます。

議長（高橋孝雄君）　いいですか。ほかに質疑ありますか。

6番（渡邊　計君）　まず、6ページの交流・移住・定住等促進支援業務がここに出てきたということは、間を置かずに継続してやっていきたいということだろうと思うんですが、これまでの移住・定住された世帯数と人数、それからやむを得ず離脱していった世帯と人数、分かりましたら教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　交流・移住・定住事業でございますが、これまで平成30年からこの事業をスタートしてきているかなということでございます。今までで分かる範囲でちょっとお答えさせていただきますが、まず、この間、令和6年度までに定住する意思があって移住してきた方、つまり5年以上は住ますよというようなことをアンケートを取るなりして確認してきたわけでありましたが、そういった方については133世帯、197人の方がそういった意思で定住されてきております。

これまで転出された方については、ちょっと人数までは、いろいろ来てから状況の動きもありますので、世帯として転出された方はうち13名、5年以内に転出してしまったという方については13世帯ございました。

以上でございます。

6番（渡邊　計君）　約1割近い世帯が離脱しているということでもありますけれども、離脱した理由など分かりましたら伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　転入されているときにはアンケート等取っておりますが、村から転出される部分についてはそれぞれのご事情があつてということでもありますので、そこまで細部にわたって理由等については把握しているものではございません。

6番（渡邊　計君）　これ大事な予算を使って移住・定住を応援しているわけですが、だからって抜けていく人が何で抜けたか分からない、それじゃあ今後この事業をやる意義ないんじゃないでしょうか。なぜ抜けたか分かって、それを今後の活動に生かすべきだと思うん

ですが、抜けた理由が全然分からないということ自体おかしいんですが、その辺は一切調べていないということでもありますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 5年を待たずに転出されてしまうといった方については、補助金返還等も発生する方もいますし、そうでない方もおります。補助金返還が発生する方につきましては、そういったどういったご事情でという部分は伺っているところではありますが、やはりそれぞれの各世帯のご事情があってというようなことで把握しているところでもあります。

6番（渡邊 計君） じゃあ、この13世帯、5年以内なのか5年以上なのか、区分は分かりますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど申しあげました定住する意思があってということで、5年以上ということで話をさせていただきました。この13世帯については、5年以内に全て出て行った方ということで把握しておりますので、5年を過ぎてから出て行った方については、こちらでは把握はしていないということでございます。

6番（渡邊 計君） これ3か月と思うんだけど、出て行った人に関して。その前のあれだと、5年以内であればお金の返還もある。だから、理由も分かる。理由もつかないやいけないはずだと。でも、その前に聞いたとき、課長は把握していませんということだったんだけど、5年以内で返還金を戻さなきゃいけないということになれば、そこにはそれなりの理由を聞いているんだと思いますけれども、私、そういうことで先ほど聞いたんですが、課長は、いや、出て行った理由は分からないとお答えしたんですけれども、5年以内が13世帯であれば、この理由は分かっているはずですよ。プライベートな面もあるんでしょうけれども。今、ここで言えるだけの理由はどんなものか、あったら教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 失礼しました。先ほど、ちょっと答弁の内容がちぐはぐになったのではないかとということでもあります。

ある程度、先ほど申し上げたように補助金返還が必要になった世帯については13世帯あります。その部分については、どういったご事情ですかということは丁寧にお聞きをしているというようなことはあります。ただ、それ以外の補助金が絡まないような世帯については、ちょっと把握はしていないというのが現状でありました。ちょっと訂正をさせていただければと思います。

それで、補助金の返還が必要になった世帯について、どのようなものが理由にあるかというような話ではありますが、基本的にはご家庭の事情ということでもありますけれども、その中で、やはり介護が必要になった親御さん、介護が必要になった世帯とか、就学環境等もあるかと思いますが、そういった家庭の事業ということでもありますので、一概にそういったこれだというような特定されるものではないということでもあります。

6番（渡邊 計君） 震災以降、お店もなくなった中で買物が不便だとか、そういう意見がなければいいんですが、あった場合には、これいろいろな生活に関する必要なものが十分でないということになると問題ありますので、その辺のところ、移住・定住の中でしっかり説明してやっていただきたいなと。

次に、15ページです。

物価高騰対策重点支援給付金でありますけれども、先ほど課長の説明で対象世帯が663世帯ということでありましたが、今現在、全世帯数は幾らあるのかということと、私からすると、この663世帯が非課税世帯はかなり多いなと思うわけではありますが、これだけ非課税世帯が増えている理由についてお伺いいたします。

住民課長（荒 真一郎君） 今回の物価高騰対応重点支援給付金でございますけれども、自治体のというよりは国が示している基準日というのもありまして、それが令和6年12月13日、この日現在の住民基本台帳がある世帯の中の非課税世帯に対して、それぞれの自治体が給付金を給付するということになっております。飯館村の場合は、12月13日現在、1,795世帯であります。

非課税世帯の増えた理由といいますと、課税世帯になる、主に事業所、給与所得があるという若い年代の方の転出が年々増えているということも理由にあるかと思います。

以上です。

6番（渡邊 計君） 確認で、1,795世帯あって、そのうち663世帯が非課税世帯であると。少なからずとも普通に働いている人であれば、家族が多いとかなんとか以外は、普通には住民税やいろいろな税金を納めていると思うのでありますけれども、その中でこの663世帯ってあまりにも、約3分の1世帯が非課税世帯であると、これがあまりにも多いので、この非課税世帯のどういう業種かとか、恐らくサラリーマンではそうなる人は意外と少ないんじゃないかなと思われるわけですが、これの非課税世帯が多い理由をどういう分析しているのか、お聞きします。

住民課長（荒 真一郎君） 非課税世帯が多い理由ということでございますけれども、課税世帯の中には、住民税の均等割額のみ課税される世帯もかなりいらっしゃいます。これは所得があるにかかわらず、扶養人数が多い、あるいは障害者控除、そういった控除額が上回る場合は所得割が課税されず、均等割のみ課税になるという方もいらっしゃいます。この方については、均等割のみ課税は、課税世帯として今回の給付金の対象外にまづなります。

この663世帯でございますけれども、このうち65歳以上、高齢者のみの世帯が480世帯ほどございます。ですから、多くが65歳以上のみで構成される世帯ということですから、こちらの方は主に年金などの生活者ということがあるかと思います。

それから、先ほどもちょっと答弁しましたけれども、勤務して給与の所得がある方については、近年、転出というのがありまして収入源であります給与あるいは事業収入、農業とか、こういう方の収入も全体的に減っているということが非課税が増えている理由と捉えております。

以上です。

6番（渡邊 計君） 3回目になるわけで、この非課税世帯に関して、震災前と現在と比べてどのくらい数字の差があるか、分かったら教えてください。

住民課長（荒 真一郎君） 今時点で、震災前の非課税世帯については把握しておりません。確認をさせていただきます。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 次に、先ほど横山議員からも質問あったんですが、一番下の委託料のところで、これは5,000円で4,129人だということでありましたが、計算しますと、これだけの分の委託料の中で、要は手数料という形とか印刷料でしょうけれども、566万円ほどかかると。そのほか郵便料は別になっているということでありましたが、本当に880万円かかるのかということでありましたが、以前にやったプレミアム商品券、あれ1万7,000部の計算ぐらいでいっても8,500万円に、要は9,270万円ぐらいでできるというお話を以前お伺いしたわけですが、そうすると、あれだけのプレミアム商品券1万7,000部刷って7,500万円ぐらいの手数料でいくのに、これ、なぜ郵便料と両方合わせて880万円かかるのか、その内訳、もう一度お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商品券の金額を抜いた分の手数料の内訳というようなことであります。換金手数料、実績の2%ほどを見ておりますが、45万3,000円ほど見ております。直接かかる経費として印刷製本費で272万6,000円を見ております。あとは直接かかる印紙、送料、振込手数料、そういったものについて12万7,000円ほど、あとは消耗品で2万円、あと消費税のほうで33万円というようなことで、そういった経費を見ています。

金額、割合的に多いのではないかとということではありますが、今回、送る印刷製本費等の部分になるんですが、村で商工業者が取り扱っているような商品、そういったものを、こういったものを取り扱って皆さんにお使いいただけますよという、チラシというよりもカタログというんですか、そういったものを8ページほどで考えておりますが、そういったものの冊子をつけて、こういったことで有効に活用いただきたいという村の商工業のPRも兼ねて実施したいなと考えているところであります。

以上でございます。

6 番（渡邊 計君） 今、内訳で送料が12万円と何か言っていたんですけども、これ別立てで郵便料328万4,000円上がっているんですが、これ1つの事業の中の内訳ですよ。その中で、今、送料12万円と出たんですが、その違いは何なんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 文書送料料というようなことで言わせていただきましたが、これは商工会に委託をして、商工会が商工業者さん等にこういった事業を進めていますよということで、商工業者間の文書のやり取り、そういった部分の経費として必要だというようなことであります。送料については、商品券の発送分については別に郵便料として予算化をさせていただいているところです。

6 番（渡邊 計君） この商品券は、プレミアム商品券と同じような使い道の内容であって、それでいいのかという確認と、プレミアム商品券だと金額も大きくなりますので、これまでの業者はカタログとかの販売とかしていたんですが、5,000円というと、本当に送料とか何か引いたらカタログ販売というのは非常に難しい金額になってくるわけでありましたが、前日の一般質問の中でも村長に言いましたところ、商工会全てに均等に行き渡らないと。この形だったらなおさら行き渡らないんじゃないかなと思うわけでありまして、もう一度確認として、商品券の使える範囲、それからそういう僅か5,000円でそういうカタログ販売などが可能なのかなどなのか、どう考えているのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 使い方についてであります。以前もプレミアム付商品券、それから昨年も生活応援商品券ということで実施してまいりました。プレミアム付商品券にも生活の応援の商品券の部分については、村外に避難されている業者さん、そういったところにでも活用ができるということで範囲が広がっているということで、今年も昨年、前年度と同様にそういった内容でお使いいただけるというようなことで考えているところであります。

また、遠くの方への発送、宅配ですか、そういった部分についての料金でかなり金額が小さいので、そういった部分ではなかなか額面的にどうなんだという話であります。それぞれのご事情はあるかと思いますが、基本的には村のほうに、先ほど横山議員の中でも話させていただきましたけれども、連休あるいはお盆の帰省されるときに、できるだけ飯館のほうに年に何回か足を運んでいただいて、中でそういった活用していただくのが大変ありがたいというような考えもありますので、必ず、どうしても来れない方については、そういった郵送物というか宅配とかそういった部分の活用を考えられますが、基本的には村のほうに足を運んでいただきたいという思いも込めて、こういった事業内容にさせていただいているところであります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 何点か確認をする意味で。

15ページにおける引き受ける条件、分かりましたけれども、これは県内市町村、同じような条件の下なんでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 物価高騰対応重点支援給付金でございます。これにつきましては、国が示した基準日、国が示した給付の対象条件というのは全国統一でございます。

以上でございます。

8 番（佐藤八郎君） そうしますと、3万円は国なのであれですけれども、6,000円分も県内統一された中での対策ということになりますか。

住民課長（荒 真一郎君） 3万円の国の給付金については、全国統一されたものであります。

今回、福島県で独自に6,000円、うち村は3,000円というものにつきましては、市町村によって取組をする、しないというのは市町村の判断ということになっておりまして、飯館村の場合は取り組むということで予定をしております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） その下における未来へつなぐ農業支援事業24件が、いろいろな改善した結果、出たということでもありますけれども、平均して30万円は分かりましたけれども、上限は幾らで下限は幾らの補助金になりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） 未来へつなぐ補助金の上限と下限というご質問でございます。

事業メニューが幾つかありまして、まず一番交付金が高いといえますか下限といえますか、そういう補助金につきましては、栽培に係る資材費等に対して支援するメニューがございます。その個人が対象の事業になりますと、補助上限で10万円ということになりますので、これが一番低い補助金の上限になります。

同じメニューで、法人がこれを申請する場合には、個人よりも若干上がりまして30万円、

これが上限であります。これが先ほど出てきた30万円かと思えます。

また、一番補助上限が高いものについては、いろいろ機械や施設を購入するための補助金ということで、こちらが補助上限が1件当たり75万円。

今回の想定につきましては、この3つというところが大きな内容になります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） その下に移りますけれども、県の基準単価があつてということなので、これは前にも対策したことがありますけれども、その単価と変わるものではないのかなということと、あと何か関係する団体なりから要望が昨年あつたという話でしたけれども、いつ、どんな団体からあつたのか伺っております。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の単価につきましては、これまで村が実施してきておりました単価とは若干異なります。今回の国の対策を受けて県のほうで打ち出しております、こちら家畜のほうのそうした物価高騰の影響緩和の支援という補助メニューがございますので、そこに対応した形での単価という形になってまいります。

もう1点の要望があつた件につきましてであります。これにつきましては、令和6年10月30日付で、飯舘村に対してJAふくしま未来の飯舘支店並びにJAふくしま未来そうま和牛改良組合から要望があつたものであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 前と違うという部分ですと、金額、補助金は増えているということなんですか、下がっているんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 単価の面でいきますと、以前、今年度ですか、1頭当たり3,000円ということで対応したことがございますので、それと比べると、申し訳ありませんが、ちょっと減っているということに和牛に関してはなと思います。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 下がると補助金として、その前やったときよりもさらに物価高騰になっているので、普通は増えて当たり前かなと。普通に思えばそうなんですけれども、なぜ下がるんでしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回は、国の対策を受けてその財源の中で総合的に村の中の高騰対策を見たということもあるかと思えます。

また、あわせて、今回は飼料の対策ということでありますが、前回のところでいきますと、なかなか予算の確保面でもこの枠の中で考えると財源的に大変なものですから、今回は県のほうに参考価格を設定させていただいたということになります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 今後の状況を見ながら、さらなる対応をするような見通しはあるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今後の対応につきましては、一番は畜産農家を取り巻く情勢が今、資材等の物価高騰と市場の価格安というところがありますが、その動向と、またさらに国のこうした対策の動向、そういったものを見極めながら対応していく形で考えたいと思っております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 一番下の応援商品券ですけれども、これ期限が8月末までという説明あったんですけれども、なぜ8月末までかという部分の根拠です。前もそうですけれども、プレミアムもそうでしたけれども、避難している70%近い方々は、頂いたこういう支援業務商品券は、1回来ていただいて1回に買って帰るという、何回もガソリンかけて通うというのはほとんど考えられないんですけれども、ましてオープンする今度の商業施設が8月前にはオープンするので、そこで一括5,000円使うという形にほとんどなると思うんです。だから、そういう流れでいいということで8月ということに期限切られているのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 6年度も、同じように商品券事業をやらせていただいたところであります。ただ、6年度につきましては、取組時期がもっと早かったということで、5月いっぱいまで使うというようなことで進めてきたところです。

今回は、年度末ぎりぎりの時期に迫っている部分もありますし、また先ほども答弁させていただきましたが、飯館のほうにできるだけ足を運んでいただく機会に使っていただきたい。そのために連休あるいはお盆の帰省の時期、そういった部分まで使えるようにする必要があるだろうということで、8月いっぱいまではということで残したところがあります。

また、あまり期間が長過ぎても、商品券どこかに行ってしまったということがあっても困りますので、できるだけその期間内に使っていただくこと、またお国の制度上も、そこまで後ろまで精算時期を延ばすこともできないということで、できる限り延ばした中での8月いっぱいまでという期間設定にさせていただいたところであります。

また、今、あった商業施設、春、できるだけ早い時期にオープンということで望んでいますが、当然、その時期には使っていただける期間が重なるのかなと思っております。ただ、その商業施設さん、また商工会のほうにこの事業に取り組むということでの申請にまで至っておりますので、これからご相談させていただいて、ぜひ商品券を活用できる施設として登録をしていただくようお願いをしながら、活用を図ってまいりたいと思っていますところではあります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど横山議員からありました債務負担行為、交流・移住・定住等促進支援業務の財源はというような話でありました。正確な名前で加速化交付金のメニューの中の帰還・移住等環境整備事業のほうで、国費、国からの補助金が4分の3の事業であります。また、残りの4分の1の補助金については、震災復興特別交付税で措置されるというようなことで、基本的には100%国の財源というような扱いになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

(午後1時45分)

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時52分)

住民課長（荒 真一郎君） 先ほど渡邊 計議員の質問にございました震災前の村の非課税世帯でございますが、681世帯でございます。平成22年の全世帯は1,998世帯でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第3号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹ノ沢第1ため池）請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第3号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹ノ沢第1ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 変更理由に高い箇所が確認されたということで、高い箇所の数値は幾らでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 笹ノ沢第1ため池の施工前の最大の線量でございますが、2万2,000ベクレルほどとなっております。

8番（佐藤八郎君） 変更をする前の基準ではそういう場所が完全に網羅されていなくて、今回、広げたということなんでしょうか。当初の部分ですけれども、どうも村の事業費の予定価格があって、村といいますか国ですか、あって、それに対して指名競争入札をやって、また不足するとまた変更してやるとなると、何か指名競争、多少安くても仕事を取って、後で増えたらまた増減分もらえるという流れに、全体に今までなぜ指名競争入札率が100%にほぼほぼ近い入札になっているので、その辺はどうなのか。当初で村が予定価格を持った内容といろいろ変わって増えてくるんですけれども、その点はどんな考えを持っていらっしゃるのかと、あと増えた部分の抛出はどこからしていくのか。

建設課長（高橋栄二君） ため池放射性物質対策工事でございますが、当初の設計では、それなりに水も張ってあるということもありまして想定の中で進めていくわけでございますが、実際に落水をしてメッシュでもって対策範囲を決めて、8,000ベクレル以上の範囲を決めて行っていくと。さらには、仮設計画であつたり軟弱地盤の対策であつたりということと、工事がスムーズに進められるように行うことによって変更等も生じてくるという

ことでございます。

財源については、これの枠の中で動いていくと、当然、国の財源ということでございます。

8 番（佐藤八郎君） これ1億4,850万円のやつの1,900万円の増なんですよね。だから、比率として高いんですけども、最初からそういう根拠たる当初の数値はどうしてもこういう結果になるのはやむを得ないということで理解していいのか、こういう工事はこういうことで流れるんだということなのか、もう一度。

建設課長（高橋栄二君） やむを得ないというお言葉でございますが、まずもって当初設計である程度の基準の範囲で設計をし、実際に落水をして現地のほうの土壌調査等を行い、適正な工事結果、成果を得られるために工事を進めている結果ということでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

6 番（渡邊 計君） 今回、議案3号のみならず、今回の同じような議案で4号、5号とあるわけでありましてけれども、その中で対策範囲が3号の場合は470平米の増と。それで、仮設工が9,605平米の増ということですが、これですと対策範囲の2倍がちょうど仮設工と。ところが、4号、5号にいきますと4号は3.5倍の増、5号になりますと約7倍の増になっているわけでありましてけれども、これなぜこんなに倍増額が違うのに金額がどんどん安くなっている。何か数字遊びをしていくと全然納得いかないようになるわけですけども、この辺の対策範囲の増と仮設工の増をどう理解していけばいいのか、ちょっとお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） まず、議案第3号笹ノ沢第1ため池でございますが、こちらは対策範囲の面積も広いということもございまして、落水の時期も10月までずれ込んでしまったということもございまして、工期内に完成を目指すために2班体制で進めるべきだということから仮設計画を立てて、その仮設計画により仮設工が増となるものでございます。

6 番（渡邊 計君） 今、工期内で2班に分かれてやると、そのため上がったということでありましてけれども、ということは、この仕事を発注した時点で工期が無理だったのかという結論になるかと思うんですが、発注した時点での工期の終了には問題なかったのか、お伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） ため池の状況ですが、ため池の水を利用しているということもございまして、どうしても水を使わなくなつてからの落水ということになってしまつて、早めに発注はしたんですが、どうしてもそういう事情があつて、雨なんかもちょっとあつたりもしまして落水の時期がちょっと想定よりずれ込んだという結果で、工期内の完成を目指すためにはという内容でございます。

6 番（渡邊 計君） これ今回のため池の工事だけでなく、以前からも毎回毎回同じような状況で上がってきているわけでありまして、このため池、今後こういう工事をするのはあと何か所ぐらいが残っていて、今回こういう工期の問題が出た中で、今後発注するのにも何ら改善なく同じ時期での同じ工期の上がりでの発注をかけていくのか、その辺をお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） はっきりとした数字はあれですが、7か所ぐらいまだ残っているという状況で、あと上飯樋の圃場整備の進捗の状況で時期がちょっと調整されるといったため池なんかもございます。営農再開も進んでいるということもございますので、その辺、今後、適正な工事がどのようにして行われるかという部分を再度検討しながら進めていければと感じております。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 水のある段階での設計で、水を排出した時点での状況が違うと、これは理解いたします。ただ、あまりにも毎回毎回出てきて毎回毎回同じようなことをやっているんじゃないかなという感覚は否めないと思うのであります。

ですから、もう発注の時点でもう少しこうなるのかなということで、結局増額になるのであれば最初からちょっとこういうふうにしたほうがもっと早いのかなというような設計でいったほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、今後の改善に期待して、今回は質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第4号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（鳶巣ため池）請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第6、議案第4号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（鳶巣ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 変更理由の高い箇所という部分でどのぐらいの濃度あったのか。

建設課長（高橋栄二君） こちらの鳶巣ため池につきましては、施工前最大で2万7,000ベクレルでございました。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

6 番（渡邊 計君） 先ほどもちょっと聞くの忘れたんですが、これでも対応できると思うんです。これの対策範囲211平米の増、それから仮設工が744平米の増、これ今回619万1,900円の増なんです、それぞれ内訳分かりますか。

建設課長（高橋栄二君） まず、対策範囲の増の211平米でございますが、約15万5,000円の増で、仮設工につきましては約603万7,000円の増ということでございます。

1 番（飯畑秀夫君） 私も質問しますけれども、ため池の工事につきましては、毎回増額され

ているわけですが、私はちょっと素人なので分かりませんが、赤いところと青いところが変更になって増額されると認識するんですが、これは業者に言われて提案されてやるのか、建設課が行ってこのようにしたほうがいいのかから増額されているのか、お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 対策範囲の決定方法でございますが、まず落水をしてからメッシュを切って、そのメッシュを工事のほうではパスと呼んでいるんですけども、そのパスをもって、まずは工事を進めるに当たって管理をするパスであったりそういったパスの位置を決めて、さらには半径何メートルということで土を採取しまして、その採取した土が8,000ベクレル以上超える部分があれば、その範囲を対策範囲ということで決めてまいります。

その際には、当然、施工する際には監督員の立会い、あと監理者の立会い等もしながら、そういった数値を確認して対策範囲を決めていくという内容でございます。

1 番（飯畑秀夫君） じゃあ、このやり方がベストとかベターということですよね。そうすると、これもし、先ほどだと2万2,000ベクレル、今回2万7,000ベクレルということで、これ工事が終われば8,000ベクレル以下になるということでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） そのとおりでございます。

掘削の深さも想定をしまして、設計の深さまで行ったら掘削しましたらば、そこでまた再計をしまして、8,000ベクレル以下になっていないかどうかの確認をしております。もし8,000ベクレルよりあれば、あと何センチ掘削すればいいんだという部分を確認しながら、またさらにそこまで掘削をして、最終的に8,000ベクレル以下を確認してそのパスが終わるということで、工事のほうを進めてまいります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第5号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（名ノ入ため池）請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第7、議案第5号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（名ノ入ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 同じですけども、変更理由に高い箇所があるという確認しているので、幾らでしょう。

建設課長（高橋栄二君） こちらの名ノ入ため池につきましては、施工前最大値2万2,000ベク

レルでございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

6 番（渡邊 計君） 第4号と同じく対策範囲、それから土壌処理、仮設工のそれぞれ内訳金額を教えてください。

建設課長（高橋栄二君） 対策範囲の変更による部分でございますが、こちらが約9万5,000円の増でございます。

あと除去土壌処理の増につきましては、約406万2,000円の増でございます。

仮設工につきましては、約82万2,000円の増ということでございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第6号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）農業用排水路施設等補修工事（笹峠第2ため池）請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第8、議案第6号営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）農業用排水路施設等補修工事（笹峠第2ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3 番（横山秀人君） こちらについては、増加額が1,200万円ということで、約2割の事業費が上がります。当初から設計にきちんと入っていれば、この業者さんに関してはすぐに工程とかいろいろな様々な作業が早く進むのかなと感じているんですけども、排水ポンプとかこちらの事業については、どのような形で当初、基準をもって設計されるのか。結果として、今回、猶予が多かったとなるんですが、こういった場合はほかにもあるのかどうか確認いたします。

建設課長（高橋栄二君） ポンプの設置でございますが、ここは堤体の底樋のところが抜けている状態で工事がスタートすると。さらに、そのポンプにつきましては、底樋を工事する際に上から来る水であったり雨による水がどうしても排出をしないというタイミングがどうしてもあると、両方の底樋の管がつながるまでは。当然、仮設で最初は回すんですけども、当然、そこに管を設置する際、その管が完成するまでの間については、どうしても水の逃げ場がないということで、その排水を当初見てはいたものの、どうしても上から来る水の量とか、あとは雨による水でもって、さらにこのポンプを追加しないとどうしてもスムーズに工事を進めることができないということから、今回の対応という

ことになってございます。

3 番（横山秀人君） こういった大きな状況の変化があった場合に、工期の変更理由には十分に該当するということではよろしいでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） そうなった場合にも、増額による工期の延長という考え方は当然でございます。

8 番（佐藤八郎君） 入札するときに、業者が排水ポンプはゼロ基で要らない、仮設や地盤改良工もゼロを基本にすると。遮水性改善材もゼロと。そういう中で入札して請け負っているわけです。やってみたら、こういうのが必要だから、どうしても請負契約に追加して工事やらせてほしいという流れです。

こんなことをやっていたら、最初から何のための当初の指名競争して入札出している金額、何か出るたびにこういう追加追加で行って予算取っていくという流れそのものじゃないんですか。当初の数量の根拠。今ほど、変更した理由は課長からありましたので分かりましたけれども、実態はそういうものでなかったと。

だから、当初の関係でどういうことだか、私なんかどういふふうに理解したらいいんですか。急な災害とか何かが起きたのならそれは分かるけれども、この現場でこういうことをやるんだという事業の中での部分なんでしょう。何で当初でゼロに上げているものを今度必要だから上げて、その予算を請け負った額の中で工事進めるのならいいんだけど、さらにまた追加してお金を頂きたいというやり方していったら、切りがないんじゃないですか。どうなんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 当初設計の在り方なのかなと感じております。排水ポンプにつきましては、V字型に壊れた形であるところで、当然、仮設のパイプは当初設計で準備はしていたものの、なかなか工事を進めるに当たって、先ほども申しました理由でどうしてもポンプが必要になるというところでございます。

あと堤体補修工につきましては、そのV字となった壊れた両サイドの堤体について、土質遮水性改善、要はこのふわふわとなっちゃっている状態なものですから、そこにつきましては遮水性を向上するために土改材を入れないとということがありまして、それを攪拌してそこに盛土して、さらに不足になる部分については購入土で盛るという設計になってございまして、堤体本体の部分について、現地のほうを精査した結果、遮水性向上をする必要があるということでの増という内容でございます。

8 番（佐藤八郎君） 結果的に、今、課長が言うのは分かります。でも、当初から遮水性のものが必要な地盤であったとか、いろいろな調査した上でこの事業はじゃあスタートしていないの。やってみてから何かが出たら金を追加していくというやり方なの、最初から。じゃあ、事前調査なり調査設計費出して現場調べたり全くしないで始まっているの、めくらの事業見積りで。そんなものを国に上げたりなんだりして通用していくの、そんなやり方で。土壌なりなんなり調査あるんでしょう、事前に。村なり国が予定価格決めるときだって根拠があるんでしょう。それに沿っての競争入札をして請け負っているわけでしょう。違うのかな。

建設課長（高橋栄二君） 議員のご指摘、ごもっともでございます。全くそういう土壌調査と

かしないでやっているわけでもないんですが、現地のほうは確認をしながら進めているわけではございますが、この辺、今後このようなことの極力ないような形で進められるよう精査してまいりたいと考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

6 番（渡邊 計君） これ排水ポンプ、それから改良、補修と上がっているわけですが、総額で1,227万円の内訳を教えてください。

建設課長（高橋栄二君） 排水ポンプにつきましては、約580万円の増でございます。

地盤改良につきましては、合わせまして約420万円の増でございます。

堤体補修工につきましては、約220万円の増でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

9 番（佐藤健太君） 今、内訳のほう聞きましたけれども、排水ポンプ3基は購入になるんですか、それともレンタルでの感じですか。

建設課長（高橋栄二君） レンタルでございます。賃借料でございます。日数が60日見てございます。3台の内訳ですが、150ミリが1台と200ミリが2台という内訳でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第7号 商業施設整備工事請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第9、議案第7号商業施設整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3 番（横山秀人君） 今回の変更工事によって工期の延長があり得るのかどうか。村民のほうから、だんだん建屋が完成するにつれて期待感が大きいわけなんですけれども、よく聞かれるのが、いつ完成していつから営業を開始するのかというのが村民のほうから聞かれています。そちらについて、おおよその予定で結構ですのでご回答いただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商業施設整備工事につきましては、3月いっぱい、年度内完成ということで今進めております。今のところ、若干そういった部分での変動ありますが、しっかり工期内に収まるように完成の見込みとなっているところであります。

以上です。

3 番（横山秀人君） 可能であれば、あとオープンの予定時期というのを教えていただきたい

のと、まずそれを確認します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商業施設オープンの時期であります、前々からお話をいただいているのは、できるだけ早くオープンしたいということですが、1か月程度、1か月以上かかる場合もあるということで、準備のほうにはかかるようであります。できれば連休明けを目指せばいいなということも考えているんですが、いかんせん相手方の準備の期間ということ、また、しっかり村に必要なものとしてそろえたいということで、今後、アンケートの実施なども考えて村民の要望に沿った施設にしていきたいと思いますということも伺っておりますので、若干期間は延びる可能性もありますが、そういったことで、できるだけ早い時期に皆さんに利用していただけるように努めたいというお話を伺っているところです。

以上です。

3 番（横山秀人君） 分かりました。

あと工事の中の路盤工についてであります、当初1,500平米でありました。それが今回、約3,000平米、イメージとすると3反田んぼ1枚分が追加で今回施工したいとございます。実際、説明図では赤い区域を路盤工ということですが、当初1,500平米はどの場所であって、今回増やした場所はどこなのか。また、設計段階でこれほどの面積が薄いということが分からなかったのか、確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当初数量ということで、ここにあるように赤で染まっているほかの部分ということであります。全体的に同じぐらいの路盤工、つまり敷砂利ですか、砂利の層が同じレベルであるだろうということでも考えておりましたが、この図面を横にさせていただくと、左側の部分については倉庫棟が建っていた場所であります。そういった部分、あとAコープ、ミートプラザの周りの辺といった部分について、建物の周りの部分について、思ったよりも路盤の厚さが薄かったということで、駐車場等で使っていた分よりも薄かったということで、その部分がちょっと若干しっかり厚みが必要になったということでもあります。

また、ここでちょっと記載はされていないんですが、全体的に雨水対策、あとは融雪対策、水の流れをよくするというので、全体的に15センチほど盛り上げて高くして適宜仕上げています。

やはり使っている商業施設さんがそういった部分で手をかける、お金をかけるということが極力ないように、早めに雨水、融雪の雪解け水が流れて乾燥するように、そういった部分を配慮しながら変更していくという部分で、当初、全体的に同じぐらいの厚さかなと思っていた部分、あとは雨水等の対策、そういった部分で変更が生じたという内容でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

6 番（渡邊 計君） 前と同じ質問でそれぞれの内訳と、それから転落防止柵ですが、防護柵等111メートルということですが、事前の119メートルがどこかちょっと分からないんですが、その説明をお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれの工種ごとの変更額であります。約ということで

答えさせていただきますが、排水工については約310万円、擁壁工については25万円、防護柵工については390万円、路盤工については610万円ほどであります。あと、そのほかについては精査等による変更ということであります。

また、転落防護柵工でありますが、変更版については、ここにある今回南側の河川側のほうを追加させていただいたところではありますが、北面、道路面、県道沿いのところの柵、それから東側と村道草野飯樋線側のところ、全て防護柵を行うということでありました。

南面については、当初は除雪対策、雪をはく際にフェンスがあるとはくのに非常に支障になるだろうというようなことで、設置をしないほうがいいのではないかとということで考えていたわけですが、工事で、先ほど申したように全体的に少し盛り上げたという部分もありますし、実際仕上げの段階で見ますと、かなり河川との落差がすごくあるということで、やっぱり危険防止対策は必要だなという判断に至りました。そのために防護柵ということで、パイプフェンス、結構網ではなくてパイプになっている、よくガードレール等でも使われるかと思いますが、そういったもので除雪に支障がないような部分で安全対策はしていこうということで、今回追加をさせていただいたところであります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 工事をずっと見ていますと、変更されたものは何か最初からこういうものがなくて大丈夫かなと心配しちゃうんですけども、結果、追加になるようなので、安心はしていますけれども、これもなぜ当初から上げられなかったのか不思議だし、何か全体に何となく他の同じストアとかいろいろなところを見ても、こんな形で終わるのかなと、私、地元だから、周りの用水路とか全体にもう何十年も消毒とかいろいろする中で身近に見ていますので、これで大丈夫かなと心配しちゃうんですけども、今回、予算になるんですけども、最初から組まなくちゃならないものが多かったと私は思っているんですけども。商業施設整備工事の中には、変更されたものは入れられない内容だったために、今回こういうふうになるのか、入れて駄目だと言われたのか、工事やっている中で気づいたから入れているのか、ちょっとその辺聞かせていただきたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回の変更工事内容が当初から組めなかったのかと、見れなかったのかというようなご質問であります。

先ほど申したように河川側の防護柵については、当初はないほうが除雪等でいいのではないかとということもあったんですが、高さが思った以上に高いのと、人の目線で見て危険だなということを承知しましたので、そういった部分であります。

また、そのほかの分については、やはり路盤工等についてはアスファルトを剥がしてみないと分からない状況であったということで、当初から見込むことはできなかったという部分。

あとグレーチングなどについても、当初は雨水については直接中のU字溝の中に敷砂利をしてそこで受け止めればということだったんですが、そこを何か車つきの買物かご等が通る際には砂利の石を歩くことは非常に困難だというようなこともあって、そこにグレーチングが必要だということ。

そういった部分が見えてまいりましたので、利用者の利便性を図って、そこはU字溝を

よけながら歩くとかじゃなくて、車の近くまで行って横断を何とかそういったことが十分できるようにということで、今回、変更という形で進めさせていただくと考えさせていただいたところであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 例えば、私が自分の跡地か何かに建てる時は、舗装の厚さがどのぐらいあったとか云々というのは、事前にちゃんと調べていくのが普通ではないかと。あるものをそのまま利用するのであればするほど、事前にあるものがどのぐらいの厚さあったり、どこまで加えたり修繕するかというのは、調べて始まるのが当たり前だと私なんか思うんですけども、それはちょっと今の話聞いていると、何かやってみて結果的に駄目だからやっているみたいな話、これじゃあ違うんじゃないかと思うのが1点です。

あとは、ここ県道12号線と交差点との関係では、もう道路そのものは全然変わらない状態でいくということなのか、その関係ちょっとお知らせ願いたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 事前調査はどうだったのかということでもあります。この路盤工につきましては、事前に進入路が東側と西側ということで2か所、従前のAコープの使い方と同じ場所を考えているところではありますが、この東側の進入路を入ってきた、文字で言いますとグレーチングレイコール57.5メートルの右上の辺でコア抜きで路盤の状況を確認はしたところです。

そこで確認をしまして、全体的にそういった状況であろうということで設計を組んだところ、剥がしてみたところがやはり西側の辺とかそういった部分で路盤の厚さが薄かったという状況でありましたので、当初、まるっきり全然事前に確認しなかったのかということではなくて、敷地内一体的に同じ状況であろうという判断の下、進めてきた結果、このような状況になったというところであります。

あと道路との関係であります、将来的に県道の改良工事がなされる見込みだというようなことは事前に聞いておりますので、その改良になった際にも、進入路の部分、傾斜角を十分安全な角度で取れるようにという部分を確認しながら、県の改良後の図面等を事前に頂きながら、相談をしながら進めてきたところであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） その道路関係の図面は、もう県では出されて村と協議しているんですか。

説明願っているんですか。

建設課長（高橋栄二君） 県道のバイパス下の工事、図面としてはできていると聞いております。ただ、用地の関係がございまして、そちらのほうの土地収用に向けて準備のほうも進めていると聞いております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第8号 飯舘村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（高橋孝雄君） 日程第10、議案第8号飯舘村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 先般1月7日に、村長に対する問責決議したことに對して、早速、教育長を任命いただいて提出願っていますので、そのことは敬意を表したいと思います。

さらに、ちょっと経歴書を頂きましたので若干説明を求めますけれども、教育委員会の公民館社会教育主事ということでおられたときもあるということなので、このとき、中川副村長が生涯学習課長で公民館にいたんでしょうか、どうですか。その辺を1点お聞きしたいと思います。

副村長（中川喜昭君） 今回、同意をお願いしている教育長の部分で質問があった件であります。今のお話ありましたように、平成13年4月から3年間、当時の公民館のほうの社会教育主事で配置をいただいております。当時、私は係長で、机を一緒に並べて仕事をさせていただきました。

実績としましては、一番目立ったのがエンジェルプランということで、男女共同参画と子育て計画、当時、2つの計画を1つにするということで、約2年間かけて委員会等も開きながら最後に仕上げたということもあります。

あと2回目の若妻の翼復活版で、1回限りだったんですが、その事務局も当時やっていたということと、あとはやはり女性としての部分で婦人会なり若い女性の教室等、そこにも声がけなどもしていただいたということで、3年間、きちんと勤務をしていただいたと私自身、判断しているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 課長でなく係長だったんですね。

この方は、県教育委員会との関わりでは3年3月に退職されて、4月に再任されて、今度1月に退職という流れですけれども、県教育委員会との関わりでは、こういう辞めたり入ったり辞めたりというのは何ら問題あることでもなく、相談することでも、何でも規定に沿って何かあるわけでもないんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 経歴については、平成30年4月に町立新地小学校の校長になられて、その後、令和3年3月に定年退職をなされています。その後に、再任用という形で新地町立の尚英中学校のほうの教諭をなさっているということでありますので、出たり入ったりということではなくて、ご本人が校長を経験された上で、いま一度、定年退職の年代になったけれども、再度再任用という形で今教諭をなさって、また1月に、今回、退職されるということでもあります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 教員ですから県職なんでしょう。そこでの関係では、県の教育委員会との何もとか、教育事務所との関係での話合いなり協議というのは何らする必要もないし、何もないということですか。

村長（杉岡 誠君） この退職というのは何か問題があって退職ではなくて、ご本人が依願退職という形、自主退職という形を取られるかなと思いますので、事前に県の教育委員会のほうに届出をして、その承認をいただいた上で退職になるとお聞きしているところであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 教育行政ですから、相双教育事務所とはかなり関係が密にあるところなので、こちらには何年おられて、社会教育主事、主任社会教育主事とやられて、何年おられてこの経験を積んでいらっしゃるのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ご本人、相双教育事務所のほうにお勤めであった時期がありますが、平成20年4月から平成23年の7月までは教育事務所の社会教育主事、23年の8月からは主任社会教育主事ということで、平成24年の3月までという形でお勤めということになります。ですので、4年間、相双教育事務所のほうでお勤めだったということになります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

議長（高橋孝雄君） この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は同意することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時43分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年1月29日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 菅野 新一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎